会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社平出精密、平和産業株式会社、株式会社松本精密、有限会社丸高製作所、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、株式会社矢崎製作所、大和電機工業株式会社、有限会社ユーズテック、有限会社横河計器製作所、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、アツミ工業株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、株式会社テクノ・モーターエンジニアリング、富士工業株式会社、株式会社ブローチ研削工業所、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百十四銀行、株式会社京都銀行、株式会社百五銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社中京銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、中部国際空港株式会社、名古屋商工会議所、国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三千四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百四十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十九年六月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　医薬品等に関する輸出入手続きの電子化実証実験事業、先端的研究開発推進施設整備事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三千四十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百四十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年六月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　京都市及び京都府

二　地域活性化総合特別区域の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

三　地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～

四　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三千四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百四十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年六月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　静岡県

二　地域活性化総合特別区域の作成主体　静岡県

三　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

四　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第三千四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百六十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十九年六月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県

二　地域活性化総合特別区域の名称　群馬がん治療技術地域活性化総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

経済産業大臣　世耕　弘成

○経済産業省告示第百六十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年七月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
災害名	地域		指定の期間
平成二十八年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	平成二十八年十二月二十二日から平成二十九年十月十二日まで

改正前			
災害名	地域		指定の期間
平成二十八年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県	糸魚川市	平成二十八年十二月二十二日から平成二十九年七月十二日まで